

# 第2次安平町行政改革プラン（案）

計画期間：平成24年度～平成28年度



安 平 町

総務課 総務・防災グループ（H24.5.18現在）

目 次

- 第1章 行政改革プラン策定の趣旨 . . . . . 4
  - 1. 策定の趣旨 . . . . . 4
  - 2. 改革の目標 . . . . . 4
  - 3. 改革の基本姿勢 . . . . . 4
  - 4. 改革の柱 . . . . . 5
  
- 第2章 行政改革プランの推進 . . . . . 5
  - 1. 改革の対象期間 . . . . . 5
  - 2. 策定にあたって . . . . . 6
  
- 第3章 行政改革プランの具体的な取組 . . . . . 7
  - 1. 町民との協働のまちづくり推進 . . . . . 7
    - (1) 町民との協働の仕組みづくり . . . . . 7
    - (2) ボランティアネットワークの充実 . . . . . 7
    - (3) 町民参画機会の充実 . . . . . 7
  
  - 2. 新たなまちづくりの展開 . . . . . 8
    - (1) 地域コミュニティの強化 . . . . . 8
    - (2) 地域資源の活用強化 . . . . . 8
    - (3) 地産地消の推進 . . . . . 8
    - (4) 地域の人材育成と活用 . . . . . 9
  
  - 3. 情報共有と情報公開の推進 . . . . . 9
    - (1) 行政情報の発信 . . . . . 9
    - (2) 情報共有の推進 . . . . . 10
    - (3) 町政懇談会等の推進 . . . . . 10
    - (4) 町民相談体制の充実 . . . . . 10
    - (5) パブリックコメントの推進 . . . . . 10
    - (6) 公募委員と女性委員の登用推進 . . . . . 11
  
  - 4. 機能的な行政組織の確立 . . . . . 11
    - (1) 長期的な視点に立った組織・機構の見直し . . . . . 11
    - (2) 幼小中学校の学区見直し . . . . . 11
    - (3) 契約・財務経理検査体制の改革 . . . . . 12

(4) 民間活力の有効活用	12
<b>5. 定員管理と給与のあり方</b>	<b>12</b>
(1) 定員管理計画に基づく定員管理の適正化	12
(2) 将来の組織機構を見据えた職員採用と適正配置	13
(3) 臨時職員・再任用職員の効果的な雇用	14
(4) 職員・臨時職員給与のあり方の検討	14
(5) 時間外勤務の適正化と事務の効率化	14
<b>6. 職員の意識改革と人材育成</b>	<b>15</b>
(1) 職員研修制度の充実	15
(2) 人材育成の推進	15
(3) 職員の意識改革の推進	16
(4) 人事評価制度の導入	16
<b>7. 行政評価システムの導入及び推進</b>	<b>17</b>
(1) 行政評価システムの導入	17
(2) 公約評価の検討	17
<b>8. 財政運営の健全化</b>	<b>17</b>
(1) 事務事業の点検と見直し	17
ア) 町単独の各種補助金・交付金等の適正化	17
イ) 費用対効果に基づいた事務事業の見直し	17
ウ) 共通事務消耗品等の購入管理	18
エ) 光熱水費節減の推進	18
オ) 福祉施策の充実化の推進	18
カ) 健康を支える環境づくりの推進	18
キ) 企業誘致の積極的な推進	18
(2) 自主財源の確保と新たな財源の創設	19
(3) 予算編成システムの見直し	19
(4) 計画的な財政運営	20
(5) 財政状況の公表	20

第4章 行政改革プランの進行管理	20
1. 計画の推進体制	20
2. 計画の進行管理	20

#### 参考資料

◆第2次安平町行政改革プラン実施計画書	21
(別紙：8つの政策の柱に基づき整理)	
◆行財政改革の現状	21
①安平町行政改革大綱及び集中改革プラン実績(別紙)	
②安平町行政改革大綱及び集中改革プラン積み残し案件(別紙)	
③集中改革プランに基づく財政削減の評価結果(地方財政状況調査より)(別紙)	
※上記①～③は9月定例議会において行政報告済み資料による。	
◆解説	22

## 第1章 行政改革プラン策定の趣旨

### 1. 策定の趣旨

安平町では、合併直後の平成18年12月に変革の時代に対応した住民自治を基本とした行政システムの構築を目指した「安平町行政改革大綱」を国が示した新地方行政改革指針（※地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針）に沿った形で策定するとともに、本大綱を集中的に実施するために重要改革項目を網羅した「安平町集中改革プラン」を同時に策定するなか様々な行政改革を進めて参りました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の復興作業を日本全体で取り組んでおりますが、この震災の影響を受け円高が進み景気にも影響を及ぼし、経済や雇用状況の悪化につながるなど、今後、税収の落ち込みや国の補助金・交付金の減収も予想され、さらには大幅な歳入不足も懸念されることから、これまで以上に徹底した経費削減に取り組んでいく必要があります。

この度策定する「第2次安平町行政改革プラン」については、平成22年度をもって計画期間が終了した「安平町行政改革大綱」及び「安平町集中改革プラン」の成果を継承しつつ、これまで国の指針に沿った形で実施してきた計画内容を、安平町まちづくり基本条例に策定根拠を置き、行政と町民との「協働のまちづくり」を進めるにあたり必要となる様々な仕組みづくりなど、これまで、財政削減策中心に実施してきた行政改革を、安平町として必要とされる「機構改革」や「組織改革」など「真の行政改革」を推進していくため、そして、安平町総合計画に基づく行政改革の推進を支えるものとして、平成24年度より向こう5年間の目標を定め、不断の行政改革を推進していくため策定するものです。

### 2. 改革の目標

#### 「安平町まちづくり基本条例を基本とした行政運営システムの構築」

本町の行政改革については、地方行政や社会経済状況が大きく変化する中で、時代の変化に迅速かつ柔軟に対応するため、まちづくり基本条例の基本理念に基づく新しい公共と町民の役割を今一度見直し、行政自らが担う役割を重点化した行政運営システムを構築することで、町民から信頼されるまちづくりを目指します。

### 3. 改革の基本姿勢

#### (1) 協働によるまちづくりの推進

住民ニーズの多様化が進み、公共が担うべき役割が広がり、もはや行政だけでは十分な対応ができない状況にあり、行政主体から、地域住民や各種団体、NPO、民

間企業、そして行政が連携していく仕組みが必要となっております。

このため、町の役割や事業の進め方などを見直すとともに、役場職員が地域に入り込みサポートする形で地域の担い手となり、「自助」「共助」「公助」の考え方を改革の基本姿勢として取組を進めます。

## (2) 町民の立場に立った不断の行政改革の推進

町民の公共福祉の充実化を図るため、町民を顧客として捉え、町民の立場に立った行政サービスを行うものとし、職員が行政改革を特別のものではなく「不断（絶え間ない）の行政改革の意識」を持ち続ける精神と「現場主義」の徹底により、職員全員が一丸となった行政改革を推進します。

## 4. 改革の柱

まちづくり基本条例の基本理念及び改革の基本的な考え方を踏まえ、次に掲げる8つを改革の柱とし、受け身の改革ではなく、主体的・積極的な改革により、地方自治の真のあるべき姿を目指します。

- (1) 町民との協働のまちづくりの推進
- (2) 新たなまちづくりの展開
- (3) 情報共有と情報公開の推進
- (4) 機能的な行政組織の確立
- (5) 定員管理と給与のあり方
- (6) 職員の意識改革と人材育成
- (7) 行政評価システムの導入及び推進
- (8) 財政運営の健全化

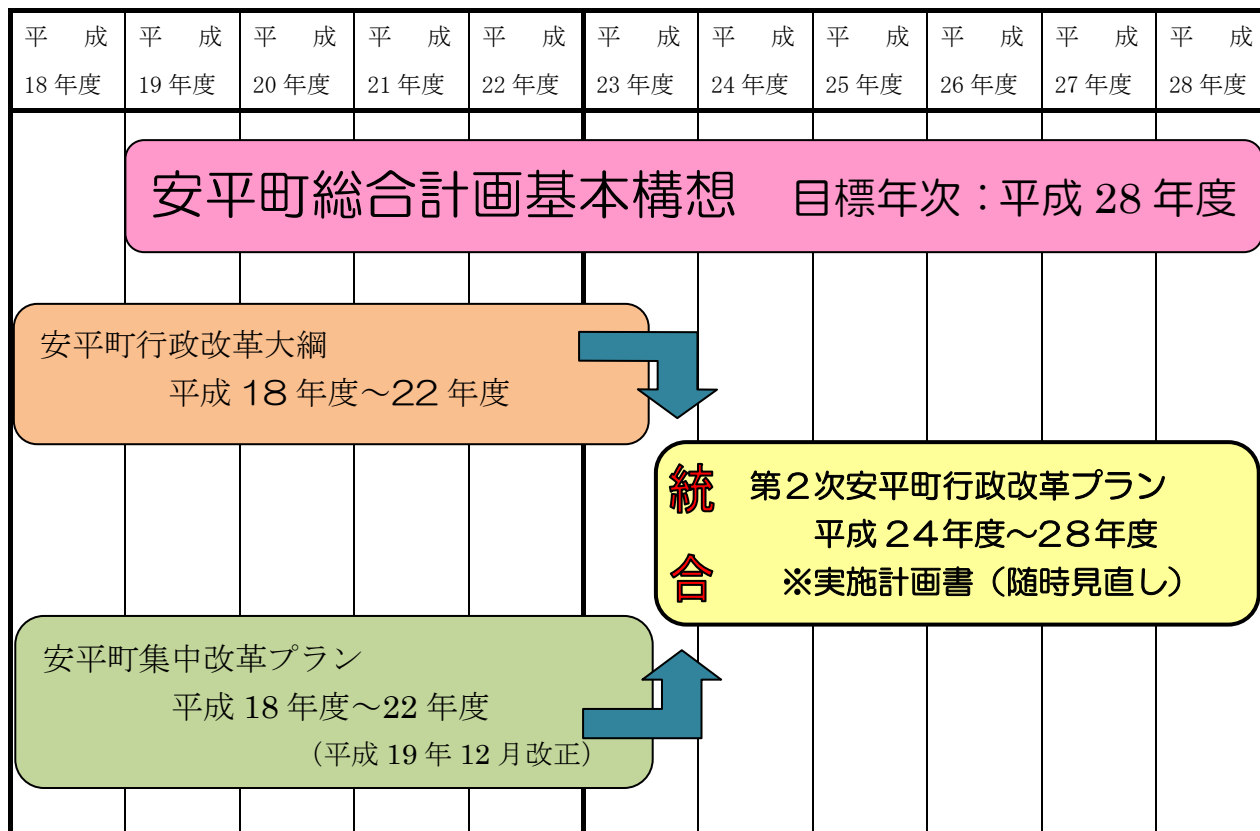
## 第2章 行政改革プランの推進

### 1. 改革の対象期間

本計画に基づく行政改革の推進は、安平町総合計画後期計画と同じ、平成24年度から開始するものとし、平成28年度までの5年間とします。また、この第2次安平町行政改革プランの実行性を確保し、計画的に推進するための具体的な取組や目標などを設定した実施計画書を策定し、随時実現可能なものから取り組むこととします。

なお、実施計画書については、適宜見直しを行い、社会情勢の変化などにより新たに生じた改善事項等については、随時修正を加え改革・改善を行います。

■計画期間



## 2. 策定にあたって

本計画の策定にあたっては、「安平町行政改革大綱」及び「安平町集中改革プラン」に基づいて実施した各種事業について、「既に取り組が完了した事業」、「継続中の事業」、「一部着手している事業」、「積み残した事業」などの評価結果を基に、積み残した案件の対応施策とともに、安平町が行政改革を進める上で必要となる政策・施策等を明らかにします。

なお、本計画の策定に際しては、安平町行政改革推進協議会並びに安平町行政改革推進委員会の意見・助言を得て策定します。

## 1. 町民との協働のまちづくりの推進

### (1) 町民との協働の仕組みづくり

地域主権時代を迎えるにあたり、最も重要な位置を占めるものとして「協働・連携・協力」が挙げられ、人々の価値観も多様化しているものの「物質的な豊かさ」から「心の豊かさ」へと大きく方向転換する時期に差しかかっています。そこで、「くらしの笑顔が広がるまち」を築いていくためには、地域における人と人とのつながりが最も大切となることから、町民が安心して暮らすことができる持続可能な協働のまちづくり、町民との協働の仕組みづくりを進めます。

- ◆地域サポート制度の推進（※解説①参照）
- ◆自治会及び町内会などを主体とした協働事業の推進（公園・道路アダプト他）
- ◆自治会及び町内会等による自主防災組織の立ち上げ支援

### (2) ボランティアネットワークの充実

高齢者やしょうがい者、子どもたちが住み慣れた地域で安心した暮らしができるよう、地域住民、自治会・町内会、社会福祉協議会、学校関係者、PTA、防犯協会など、多くの方々の協力による「支え合い」「助け合い」を推進するためのボランティアネットワークの充実化を図ります。

- ◆安平町地域見守りネットワークの推進
- ◆地域サポート制度の推進
- ◆青色回転灯パトロール活動の推進
- ◆災害時等要援護者登録制度の普及推進
- ◆除雪ボランティア活動の支援
- ◆携帯電話等を活用した防犯・見守りネットワークの構築

### (3) 町民参画機会の充実

町民がまちづくりの主体となって、まちづくりに参画する権利とともに、町民が「ボランティア的社会貢献活動（※解説②参照）」に主体性を持って行動する参画意識の醸成に努めていきます。また、町政の基本的な事項を定める計画や条例等の策定過程で、町民意見を反映させるための参画機会の充実化を図ります。



- ◆町民の積極的な公共施策への参画推進
- ◆町の大型事業の実施にあたり事前説明会やワークショップ等を開催
- ◆町政の基本的な事項を定める計画等の策定にあたり事前説明会やワークショップ等を開催

## 2. 新たなまちづくりの展開

### (1) 地域コミュニティの強化

住民の助け合いにより成り立ってきた地域社会が、価値観の多様化や情報機器の発達も相まって人間関係や地域との関わりの希薄化による地域社会の崩壊が大きな社会問題となっています。

安平町においてもこうした社会問題が地域を浸食しはじめ、これまで地域コミュニティ活動の中心を担ってきた役員の高齢化や後継者不足など、様々な問題を抱えており、地域によっては活動が大きく衰退する危険性を秘めていることから、抜本的な改革を推進していきます。

- ◆地域コミュニティの基本となる「人と人のつながり」を大切にした取組の推進
- ◆地域のモデル事業となる自治会・町内会活動の推進

### (2) 地域資源の活用強化

行政と町民が同じ目線にたち、郷土の歴史・文化・地域資源の魅力を見つめ直し、さらに磨きをかけることにより、これまで見過ごされてきた地域資源の再発見と創造による特色あるまちづくりを推進していきます。

- ◆瑞穂ダム植樹祭「北緯 42 度 46 分花の輪」事業の推進
- ◆「どろんこ祭り」や「わいわい祭り」などの地域イベントの実施による活力の創造
- ◆近隣市との連携による「ノーザンホースパークマラソン大会」の運営協力
- ◆地域資源（例：花・ナタネ油）を活かした取組（観光・燃料）の推進
- ◆安平町環境行動計画（仮称）に基づく環境改善運動などの推進

### (3) 地産地消の推進

近年の食に対する消費者の安全志向の高まりや、生産者の販売形態の多様化が進むなか、地産地消の取組が全国各地で進められていますが、安平町の地産地消を推進するこ

とにより、消費者と生産者の関係を強化するとともに、第一次産業の活性化、さらには観光振興や自然環境にやさしいエコ活動など、様々な地域活動の推進に結び付けていきます。

- ◆農畜産物加工グループの育成
- ◆はちみつやなたね油など、新たな特産品開発につながる活動の支援
- ◆「はやこい市」など、農産物即売所の普及促進
- ◆ご当地グルメの推進や安平食材によるB級グルメの開発

#### (4) 地域の人材育成と活用

本町では、これまで総合計画や生涯学習計画に基づき、町民との協働のまちづくりを進めるため、様々な取組が「〇〇マスター」といった形で進められてきましたが、これら既存のマスター制度の活用促進を図ります。

さらに、まちづくり基本条例で目指す「町民マスター制度（※解説③参照）」として、これまで地域活動中心だった取組の位置付けを明確にするとともに、町民の知恵や技術と経験、潜在的な能力を発揮して教育活動の核となる制度を「生涯学習マスター」として追加、再構築することにより、多様化する町民ニーズに対応した生涯学習社会の実現を目指します。

- ◆町民マスター制度に基づく「生涯学習マスター」の委嘱
- ◆町民マスター制度に基づく各種マスターの育成と活用
- ◆町内の各種ボランティア活動の積極的支援

### 3. 情報共有と情報公開の推進

#### (1) 行政情報の発信

町民に対する行政情報を積極的に提供するとともに、行政としての説明責任を果たし、行政運営の透明性の向上と公正の確保を図るため、様々な媒体による分かりやすい行政情報の発信に努め、町民との情報共有を推進します。

- ◆広報あびら及び笑顔（スマイル）の内容の充実
- ◆町が全戸配布する広報紙等の発行体制等の充実
- ◆町ホームページの見やすさと内容の充実
- ◆新しい情報発信ツールの調査・研究（※携帯電話・デジタルテレビ等）
- ◆専門用語を使わない、ふりがなの表記、文字を大きくするなど、わかりやすい広報活動の充実

## (2) 情報共有の推進

「(1)行政情報の発信」による町民との情報共有を推進するため、町民に対する情報公開を進めるとともに、庁舎内における情報共有化に向けた取組を推進します。

- ◆情報共有を推進するため「文書管理システム」の構築
- ◆文書管理システムと連動した電子決裁システムの導入検討
- ◆IP告知端末など双方向による情報伝達や防災情報を含めた伝達手段の導入検討

## (3) 町政懇談会等の推進

町民の意見を幅広く聴取するため、まちづくり基本条例に基づき実施する「まちづくり懇談会」をはじめとするまちづくり懇談会や住民提案制度の充実化を図ります。

- ◆まちづくり懇談会の開催方法の見直し（少数の声・年代別開催・女性限定など）
- ◆住民提案制度の改廃や新たな制度の構築とともに、提案事項の解決に向けたルール化の検討
- ◆住民要望に対する誠実かつ的確な応答

## (4) 町民相談体制の充実

町民に対する相談体制の充実化を図るため、両庁舎総合相談室の「相談窓口機能」の充実化とともに、消費者被害の未然防止、児童等虐待の防止、配偶者等の暴力の防止に関する相談といった一歩踏み込んだ相談にも対応できる体制強化を図ります。

- ◆管理職及び窓口担当する職員を対象とした職員研修の充実
- ◆暮らしの相談員の配置による地域に密着した相談体制の充実
- ◆各関係機関と連携調整による相談体制（※合同行政懇談会）の充実

## (5) パブリックコメントの推進

町の重要施策等の実施や町民に直接影響のある事業計画などの策定にあたっては、町民の意見を政策に反映させるため、広報・広聴制度、事前説明会などを補う仕組みとして、パブリックコメント制度を推進します。

- ◆該当する事業内容等のわかりやすい公表
- ◆最終的な意思決定（策定）のわかりやすい公表

#### (6) 公募委員と女性委員の登用推進

女性が町の政策や方針決定機関へ参画するが少なく、消極的な傾向も見受けられることから、男女共同参画に対する意識向上のために研修機会の充実とともに、各種委員会、審議会委員などへの女性の参画を促進します。

また、法・例規等で委員が特定されない各種審議会・審議会委員等については、町民からの幅広い意見を反映させ、開かれた町政を運営するため、町民からの一部公募制に努めます。

- ◆安平町男女共同参画基本計画の推進
- ◆専門委員、行政委員会への女性の積極的な登用及び一部公募制の推進
- ◆女性が意思決定機関への参加意欲を高める啓発の促進

### 4. 機能的な行政組織の確立

#### (1) 長期的な視点に立った組織・機構の見直し

役場の機能的な行政組織の編成については、長期的な視点に立った役場組織の機構改革を安平町職員定員適正化計画との整合性を図りながら取り組む必要があることから、役場組織の改革案を策定する「特命プロジェクトチーム」を設置し、中長期的な組織改革案を策定します。

- ◆組織・機構改革案を策定する特命プロジェクトチームの設置
- ◆職員定員適正化計画と整合性を図った組織・機構改革の推進
- ◆副町長の1人制、部長制、議会出席する参事制などの導入可否の検討

#### (2) 幼小中学校の学区見直し

早来地区の認定子ども園同様、追分地区の幼稚園（町立）と追分保育園（民間）の一元化による認定子ども園について検討していきます。さらに、幼稚園及び中学校学区について、地域事情などにより弾力的な通学が可能となる共通学区の導入を検討します。

また、平成23年度をもって早来小学校に統合される富岡小学校校舎の跡活用については、町議会における議員提案事項や地域の要望・意見を踏まえた有効活用策を検討していきます。

- ◆追分幼稚園と追分保育園の幼保一元化による「認定子ども園」等の導入の検討  
（※ぬくもりセンターの有効活用検討）
- ◆学区の緩和措置の検討（※構造改革特区制度）
- ◆富岡小学校の統廃合による既存校舎の有効活用の検討（※福祉目的・企業誘致・コミュニティ利用など）

### （3）契約・財務経理検査体制の改革

企画財政課の経理審査担当の廃止に伴い、会計課の事務負担の増加が予想されることから、各課に経理マスターを設置し、経理事務に万全を期していきます。さらに、事務決裁の適正化を図るため、副町長の決裁権限を含む決裁規程、専決事項の見直しを行い事務の効率化を促進します。

- ◆経理審査担当の廃止に伴う「経理審査マスター」の設置
- ◆副町長の決裁権限移譲を含む決裁規程、専決事項の見直し
- ◆契約・入札制度改革の実施による不正防止策の強化
- ◆官民競争入札（市場化テスト）等の調査研究

### （4）民間活力の有効活用

行政運営の効率化と町民サービスの向上を図るため、民間活力を活用することが適当な事業については、行政責任の確保と町民サービスの維持向上に留意しつつ、民間による公共施設の設置、管理等を促進します。さらに、公共施設の管理運営に民間事業者等の持つノウハウを活かす指定管理者制度などの導入を拡大していきます。

- ◆町長公用車・循環バス、スクールバス運行等の長期継続契約による民間委託の推進
- ◆給食センター調理業務、上下水道事業の民間委託の推進
- ◆はやきた子ども園の民営化の検討
- ◆各種公共施設の指定管理者制度の推進、及びみずほ館有効活用検討（生涯学習拠点）
- ◆町内公共交通システムの再編成（JR運行増便、あつまバス、町内循環バス、ハイヤー、デマンド交通システム、通勤者を対象とした通勤バス時間の新設検討（役場・消防・保育所・農協・学校 他））

## 5. 定員管理と給与のあり方

### （1）定員管理計画に基づく定員管理の適正化

本町における定員管理については、安平町行政改革大綱及び安平町集中改革プランに基づき策定した「安平町職員定員適正化計画（平成20年9月策定）」に基づき進め、合併時に想定した「退職5名に対し採用1名」といった厳しい基準をクリアしております。

しかしながら、社会経済情勢の変化による住民ニーズの多様化に加え、地方分権の進展による権限移譲事務の増大、旧町時代の様々なシステムの整理統合など、合併時に想定していなかった業務、事務事業の見直しなどを図るとともに、「安平町職員定員適正化計画」を、再任用職員制度の導入や定年制延長などの動きを見据えた内容に改定し、住民サービスに必要な職員目標数を定め、その目標に向けた計画的な定員管理を推進します。

- ◆安平町職員定員適正化計画の改定
- ◆安平町職員定員適正化計画の推進

## (2) 将来の組織機構を見据えた職員採用と適正配置

安平町の将来の組織機構については、「4. 機能的な行政組織の確立の(1) 長期的な視点に立った組織・機構の見直し」のなかで検討を行っていくこととしていますが、これら組織機構を実現させるためには、前述の定員適正化計画に基づいた定員管理と一体的に進めていく必要があります。そこで、毎年実施する胆振町村会主催による職員採用共通試験とともに、保健師をはじめとする技術者の採用については、定員数とは別枠による採用計画を進めていきます。

なお、近年メンタル面の疾患により病気休暇を取得するケースが増加しておりますが、職員削減による業務負担の増加が個々の職員負担にならないよう、職員の適正配置を行うとともに、長期休職者（メンタル疾患）については、復職に向けた職場復帰訓練の実施を行っていきます。

- ◆人物・人格重視による計画的な職員採用
- ◆新たな面接試験の実施方法の導入による優秀な人材確保
- ◆大学等に対する職員採用に向けたPRの実施
- ◆町ホームページ・民間採用情報サイトを活用したPRの実施
- ◆男女共同参画基本計画に基づく女性職員採用と管理職登用の促進
- ◆職場復帰に向けた支援プログラムに基づく復職訓練の実施

### (3) 臨時職員・再任用職員の効果的な雇用

本町の行政サービスを進めるうえで必要となる有資格者（非常勤・臨時職員）の確保については、大きな課題となっており、構造改革特区制度の認定により臨時保育士の長期雇用が可能となったものの、定員削減や有資格者による業務量の関係から正規職員採用できない現状となっております。

そこで、これら専門的な資格を有する臨時職員の待遇改善を図るとともに、月ごとに変動する業務負担の軽減を図るため各課共通の臨時職員の配置や、経験と知識を有する再任用職員の効果的な配置により、行政サービスを低下させないよう努めていきます。

- ◆有資格の臨時職員の待遇改善（※言語聴覚士・理学療法士・保育士・教諭・司書等）
- ◆再任用職員の計画的な雇用と適正な配置
- ◆専門職員の休職や育児休暇などの欠員に対応するため、保健師や保育士などの経験者の登録制度を検討

### (4) 職員給与のあり方の検討

合併後における給与の適正化については、特殊勤務手当の総点検の実施による手当項目の見直し削減、給与構造改革の実施、利子補給制度の見直しなどに取り組んできました。

今後については、人事院勧告制度の廃止に向けた動きや東日本大震災復興財源に充てるため実施する国家公務員給与の一時削減が進むなど、急激な社会経済情勢の変化、地方公務員制度改革の動向を踏まえ、安平町の実情に応じた給与制度及び労使関係のあり方等について検討を進めます。

- ◆地方公務員制度改革の動向を踏まえた給与制度及び労使関係制度の研究・検討（※人勧制度廃止を想定）
- ◆常勤特別職の給料の適正化の推進（※安平町特別職報酬等審議会の定期開催）

### (5) 時間外勤務の適正化と事務の効率化

職員が仕事と家庭生活の調和を図り、豊かでゆとりある生活を実現するため、時間外勤務の現状を分析し長時間にわたる勤務を回避できるよう、事務の効率化及び適正な人員配置などの対策を講じていきます。なお、職員数の削減に伴い職員1人が担当する事務量の増加は否めないことから、勤務実態及び業務量に応じた予算措置とともに適正な

時間外勤務命令を行います。

また、事務の効率化を進める上で重要となる個別ミーティング（課内検討会議・早朝ミーティング）を行うことにより、情報共有と業務効率の改善を図るとともに、課長等による業務管理を徹底することにより事務の改善と効率化を推進します。

- ◆時間外勤務実績の現状分析に基づく人員の配置
- ◆各課ごとの時間外手当予算配分と全体調整による個別配分の実施
- ◆休日勤務等に係る振替休日の徹底
- ◆ノー残業デーの設定によるメリハリのある勤務体制の推進
- ◆時差出勤の検証結果に基づく制度の見直し
- ◆個別ミーティングの実施による事務効率化の推進
- ◆課長等による業務管理の徹底（※マニュアル化の推進）

## 6. 職員の意識改革と人材育成

### （1）職員研修制度の充実

職員の意識改革を図りながら、個人の自主性と責任において積極的に受講する職員に対する仕組みづくりを進めるとともに、公務員としてさらなる知識や技術の習得を図るため、身近な職場研修や研究機関及び企業への派遣などに取り組んでいきます。

また、安平町の行政課題の解決に向けた先進地への職員の視察研修派遣を積極的に行うとともに、住民サービスの充実化を図るための接遇研修を強化していきます。

- ◆職員研修計画に基づく計画的な人材育成の実施
- ◆行政課題解決を目的とした先進地視察研修派遣等の実施
- ◆挨拶や窓口対応をはじめとする基本的な接遇研修等の実施

### （2）人材育成の推進

町では、平成18年に地方公務員法に基づく「安平町人材育成基本方針」を策定しましたが、今般の地域主権時代の到来など、自己決定と自己責任の原則のもと、複雑・多様化する住民ニーズに応える行政サービス体制の確立が、喫緊の課題となっています。

こうしたことから、町民の「信頼や期待」に応えるために、これまでより踏み込んだ組織のあり方や新しい職員像が求められており、職員一人ひとりが町全体の奉仕者であることを自覚し、資質と能力を向上させるとともに、経営的な観点から、少数の職員で



より効率的な行政運営を推進していく必要があります。

こうした状況に対応するため、職員及び行政委員等に対し実施するアンケート調査結果を反映した内容に「安平町人材育成基本方針」を全面改正するとともに、本方針に基づいた信頼される職員の育成を推進します。

- ◆安平町人材育成基本方針の改正
- ◆改正後の人材育成基本方針に基づく対策の実施

### (3) 職員の意識改革の推進

町は地域コミュニティの基本となる「人と人とのつながり」を大切にすまちづくりを進めるため、多様なニーズの解決に自主的・主体的に取り組む職員が求められていることから、地域活動に積極的に参加する職員の育成とともに、町民の立場に立った地域を支えるサポーターとして活動する職員の育成に努めます。また、町長や副町長、教育長と一般職員とのコミュニケーションを図る機会を設定することにより、政策課題や将来展望を共有し、「チームあびら」による組織が一丸となった行政運営と意識の改革を推進します。

- ◆安平町地域サポート制度の導入
- ◆町民マスター制度の再構築による生涯学習社会の実現
- ◆特別職と一般職とのコミュニケーションの機会設定による共通理解の醸成

### (4) 人事評価制度の導入

安平町における人事評価制度については、平成22年7月に策定した「安平町人事評価制度導入指針」及びその後取りまとめた「人事評価制度の制度設計に向けた基本的考え方」に基づき、職員研修を実施するなど導入に向けた取組を進めてきましたが、管理職員の試行による検証と人事評価制度の導入を図っていきます。

なお、人事評価については、「能力・実績に基づく人事管理の徹底」及び「人事評価の活用を通じた組織全体の士気高揚、公務能率の向上」の2つを制度導入の基本とし、目的については、「住民福祉の向上」「職員個人の自己実現・能力向上」「組織力（チーム力）の向上」とします。

- ◆安平町人事評価制度導入指針に基づく人事評価制度の構築
- ◆管理職を対象とした人事評価制度の先行導入と検証の実施
- ◆人事管理（人材育成）の基礎となる評価項目の設定と人事評価の実施

## 7. 行政評価システムの導入及び推進

### (1) 行政評価システムの導入

町では、平成 18 年 12 月に策定した「安平町行政評価システム導入基本方針」を受け、行政評価に関連する事務処理等の整理や評価手法の導入に向けた課題を整理し、平成 21 年 7 月に「安平町行政評価システム導入計画」を策定し、政策評価・施策評価・事務事業評価の各レベルに見合った評価を実施してきました。

今後は、これら行政評価システムの位置付けを明確化するとともに、課題となっている外部評価による客観的な評価の確保、さらには評価結果の町ホームページへの公表による開かれた行政評価制度を推進していきます。

- ◆「行政改革推進委員会」による客観的な外部評価の導入検討
- ◆外部評価を実施する対象（政策・施策・事務事業）の整理・検討
- ◆行政評価結果（外部評価）を実施した場合には、その評価の公表

### (2) 政権公約評価の検討

町政執行及び行政評価制度を実施するにあたり密接に関係する「町長公約」については、これまで企画担当が主として各種計画や町政執行方針、予算編成などに反映させその結果についても、公約達成度評価として実施してきましたが、これら公約評価の統一した仕組みづくりを検討していきます。

- ◆公約評価実施に向けた取組（調査表など統一した基準の作成）
- ◆公約の評価結果を予算や政策に反映させる仕組みづくりの検討

## 8. 財政運営の健全化

### (1) 事務事業の点検と見直し

#### ア) 町単独の各種補助金・交付金等の適正化

平成 21 年 6 月に策定した「安平町補助金等に関する基本指針」に基づき、単に補助金の一律削減や「縮減・廃止」を進めるのではなく、限られた財源を補助金等として真に必要とされる団体に適正に交付するとともに、安平町の活性化につながる新たな事業の発掘及び創設に主眼をおいた補助金・交付金等の適正化に努めます。

#### イ) 費用対効果に基づいた事務事業の見直し

行政評価制度に基づく事業の見直しの考え方と同じく、町が取組む事務事業の実施

にあたっては、必要性・費用対効果などを客観的に評価し、その結果に基づき、事業の継続・改善・廃止等の見直しを行い、事務事業の効率的・効果的な実施に努めます。

#### ウ) 共通事務消耗品等の購入管理

町で使用する共通事務消耗品の一括購入・一元管理を徹底することにより、購入コストの削減とともに、使用にあたっての消費抑制・無駄遣いの防止を図ります。

#### エ) 温室効果ガス削減対策の推進

役場庁舎をはじめとする各公共施設の光熱水費の節減などを図るため、地球温暖化対策実行計画に基づく各種エネルギー対策、自然エネルギー導入を進めるとともに、LED照明等の普及促進による省エネルギー運動を全町運動として推進していきます。

さらに、安平町環境行動計画（仮称）に基づくごみの減量化、資源物の分別推進など、「自然環境への負荷を低減し、持続的な循環型社会の形成」に向けた取組を推進していきます。

#### オ) 福祉施策の充実化の推進

安平町地域福祉総合計画（H21～25年度）、安平町保育計画（H19～26年度）、安平町しょうがい福祉計画（H21～23年度）など、各種福祉計画に基づいた福祉政策の充実化を推進するとともに、安平町内で子育てしやすいまちを目指した「安平町次世代育成支援対策行動計画（後期）」に基づく次世代育成支援施策を一体的に推進していきます。

#### カ) 健康を支える環境づくりの推進

町民の健康を支える取組として、生活習慣病予防や介護予防が重要となりますが、町民が自ら運動や食生活、休養などの生活習慣の改善と生きがいづくりを見い出すための支援を行うとともに、疾病等の早期発見・早期治療の観点から、健診（検診）受診率の向上を図るため、町民に対するPRや効果的な健康情報の発信、受診者に対する助成制度の充実化など、健康を支える環境づくりを推進していきます。

#### キ) 企業誘致の積極的な推進

道内の長引く景気低迷を受け、町内外における雇用の場の創出が課題となっていますが、新たな財源確保と活気あるまちづくりを実現するため、企業誘致を積極的に推進するとともに、起業家に対する支援制度についても検討していきます。

## (2) 自主財源の確保と新たな財源の創設

町の安定した収入を確保するため、自主財源の確保と新たな財源の創設を検討していきます。

### 検討項目

- ◆バナー広告のPR推進
- ◆ふるさと納税制度のPRと財源充当施策の検討
- ◆コンビニ収納システム導入の検討
- ◆各種使用料、手数料金の検証作業の実施
- ◆資産の有効活用（※安平町財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の見直し検討）
- ◆町税等徴収事務計画（仮称）の策定
- ◆滞納対策計画（仮称）の策定
- ◆受益者負担の適正化
- ◆ゴミの有料化の導入

## (3) 予算編成システムの見直し

これまで、町の予算編成については、総合計画実施計画に基づく事業及び財源調整を企画担当が行い、その後、企画担当が整理した指示に基づき予算要求された要求書に基づき財政担当が査定を行ってきましたが、平成23年5月に実施した機構改革により企画課と財政課が統合され企画財政課となったことから、①総合計画実施計画、②事務事業評価、③予算編成作業を「一つの予算編成システム」として整理することによる、事務の効率化と予算査定作業の時間短縮を目指した抜本的な見直しを行います。

#### (4) 計画的な財政運営

安平町では、総合計画及び町政執行方針等に掲げてきた「計画的な財政運営」を堅持するため、これまで同様、「中期財政計画（5年間）」に基づいた健全な財政運営を継続するとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等に基づき、財政状況を客観的また財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための4つ指標を毎年度作成し、様々な視点から財政運営の健全化を図ります。

- ①実質赤字比率：当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率
- ②連結実質赤字比率：当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率
- ③実質公債費比率：当該地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率
- ④将来負担比率：地方公社や損出補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模（※）に対する比率

※標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

#### (5) 財政状況の公表

安平町の財政状況を示す健全化判断比率と資料については、町監査委員の審査に付した上で議会に報告、町広報紙・町ホームページ等に公表することにより開かれた財政運営を図るとともに、一年の事業と予算を示す「わかりやすい予算書」を作成、全戸配布するなど、町民との情報共有化を推進していきます。

#### (6) 新地方公会計制度に基づく財務諸表の公表

新地方公会計制度に基づき、民間企業のように発生主義・複式簿記の考え方を取り入れ、特別会計や関係団体も含めた連結ベースの財務書類4表を毎年度作成、公表し、財政状況の情報公開を図っていきます。

### 第4章 行政改革プランの進行管理

#### 1. 計画の推進体制

本計画を推進するため、職員並びに町民の中に次の推進体制を組織し、意見・助言を得て行政改革を推進します。

## 2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、行政改革推進協議会が中心となって行うものとし、住民の有識者等で構成されている行政改革推進委員会へ報告を行うとともに、計画の進捗状況を町ホームページに掲載することにより公表します。

### 参 考 資 料

#### ◆実施計画書（別紙）

第2次安平町行政改革プラン実施計画書については、所定用紙により次の事項について各担当課において作成、評価することとします。

- ①課題の区分：短期（1年以内）・中期（3年以内）・長期（4年以上）
- ②改革事項：本計画に基づく具体的な改革事項を各課において策定
- ③改革の内容：具体的な改革の取組状況について記載（現状と達成状況）
- ④目標期間：目標達成時期を→により表示
- ⑤評価結果：○（完了・継続含む）・△（取組中）・×（未着手）
- ⑥担当課：担当課及び担当グループ名を記載

#### ◆行財政改革の現状（※平成23年9月町ホームページ・同年10月広報あびら掲載）

- ①安平町行政改革大綱及び集中改革プラン実績
- ②安平町行政改革大綱及び集中改革プラン積み残し案件
- ③集中改革プランに基づく財政削減の評価結果（地方財政状況調査より）

## 【解 説】

### ①地域サポート制度（P 7）

まちづくり基本条例に掲げる、町民参画による「協働と連携」のまちづくりを進めるため、町の執行機関としての役割とともに、町職員が町民の立場に立ち、日常の地域生活の中において、地域を支えるサポーター（裏方役）に徹しながら、町行政と地域とをつなぐパイプ役を担うことにより、活気あふれるコミュニティが支えるまちを創造することを目的とした制度のこと。（※平成 24 年 5 月現在未実施）

### ②ボランティア的社会貢献活動（P 7）

公共団体が担うことができない環境、教育、人権、福祉、文化、地域などの社会貢献活動をボランティア活動（実費相当の有償的ボランティア活動を含む）として実践すること。

（※ボランティア活動は奉仕活動と同義語）

### ③町民マスター制度（P 9）

まちづくり基本条例で目指す「町民マスター制度」については、これまで様々な取組に協力して頂く町民を「〇〇マスター」として委嘱してきた個々の制度、地域活動中心だった取組の位置付けを明確にするとともに、町民の知恵や技術と経験、潜在的な能力を発揮して教育活動の核となる制度を「生涯学習マスター」として追加、再構築することにより、多様化する町民ニーズに対応した生涯学習社会の実現を目指すもの。

#### ◆これまで町が委嘱する形で実施してきた「マスター制度」

##### ○教育マスター制度（※生涯学習マスターとして再構築）

- さわやか環境マスター
- フラワーマスター
- ごみ分別マスター
- 地域福祉マスター

再構築

町民マスター制度  
として位置付け